

(様式2)

地方自治法(昭和22年4月17日法律第67号)第234条第2項、地方自治法施行令(昭和22年5月3日政令第16号)第167条の2第1項第5号及び横浜市契約事務委任規則第4条第4項第2号により次のとおり随意契約を締結したので、その概要を公表します。

令和5年8月10日

横浜市契約事務受任者
横浜市教育次長 木村 奨

1 契約の概要

業務用給湯器親機左側修理

2 履行(納品)場所

横浜市港北区菊名5丁目18-1

横浜市立菊名小学校

3 契約日

令和5年6月20日

4 履行日又は履行期間

令和5年6月30日

5 契約金額

261,580円(うち取引に係る消費税 23,780円)

6 契約の相手方(名称及び所在)

株式会社 森川工業

横浜市旭区中白根3丁目24-18

7 当該随意契約を行わざるを得なかった理由

給食室の給湯器が故障し、食器の洗浄用のお湯が出ず、学校運営に支障がでるため緊急で修繕を実施した。

8 契約の相手方の選定理由

横浜市有資格者名簿に**厨房・浴槽機器類**で登録している市内中小企業から緊急対応可能な業者を選定した。

9 所管課

横浜市立菊名小学校